

## 8. 税効果会計の注記事項

### (1) 注記事項

税効果会計を適用したときは、次の事項を注記することとされている。

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときは、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
法人税等の税率の変更により繰延税金資産および繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨および修正額
決算日後に法人税等の税率の変更があった場合には、その内容および影響

### 【 のケースの注記例】

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	800
賞与引当金損金算入限度超過額	150
未払事業税否認	650
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,500
その他	350
繰延税金資産小計	3,450
評価性引当額(*)	100
繰延税金資産合計	3,350
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	350
繰延税金負債小計	350
繰延税金資産(負債)の純額	3,000

(\*) これは、繰延税金資産の算定に当たり、将来の回収の見込がないため、繰延税金資産から控除した金額である。

### 【 のケースの注記例】

法定実効税率	51.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.0
住民税均等割等	0.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.3
その他	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	59.8%

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率

法定実効税率とは、税金支払額前の当期純利益に対する税金支払額(= 支払事業税 + 法人税支払額)である。一方、税効果会計適用後の法人税等の負担率は法定実効税率に税効果会計を適用した時における調整額の負担比率を加えた比率である。

損益計算書	
事業税	xxx ← 実効税率(51.0%)
税金等調整前当期純利益	xxx
法人税等	xxx ← 税効果会計の負担率(59.8%)
法人税等調整額	xxx
当期純利益	xxx

$$(a) \text{ 法定実効税率} = \frac{\text{事業税}}{\text{税金等調整前当期純利益}} = 51.0\%$$

$$(b) \text{ 税効果会計適用後の法人税負担率} = \frac{\text{法人税等}}{\text{当期純利益}} = 59.8\%$$

## 設例 No.20 税効果会計適用後の法人税負担率

A B C 社では税効果会計の適用により、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があり、「当該差異の原因となった主要な項目別の内訳」の注記が上記 [ のケースの注記例 ] であった。これを前提にして、問に答えなさい。

問 A B C 社の損益計算書上、当期純利益が24,120百万円であった場合、法人税等（税効果会計の適用により計上される法人税等の調整額を含む。）はいくらになりますか。

## 解答&amp;解説

まず、税効果適用後の法人税負担率を用いて税金等調整前当期純利益を計算する。

税引前当期純利益		*** (Aの金額)	
法人税等	***		
法人税等調整額	***	(-) ***	税効果適用後法人税負担率(t)
当期純利益		*** (Bの金額)	

$$A - (A \times t) = B$$

$$A \cdot (1 - t) = B$$

$$A (\text{税引前当期純利益}) = B / (1 - t)$$

$$= 24,120 / (1 - 0.598) = 60,000 \text{百万円}$$

次に、法人税等（法人税等調整額を含む）を計算する。

$$\text{法人税等 (B)} = A \cdot t$$

$$= 60,000 \times 0.598 = \underline{35,880 \text{百万円}}$$